

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

北上地区消防組合消防本部
消防長 菊池 洋 幸

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び北上地区消防組合火災予防条例(昭和49年<u>条例第1号</u>)に基づく火災予防業務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)及び北上地区消防組合火災予防条例(昭和49年北上地区消防組合<u>条例第13号</u>)に基づく火災予防業務の執行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この訓令における用語の意義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(5) 査察対象物とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる防火対象物（（16の3）項及び（19）項を除く）、危険物製造所等及びその他の消防対象物をいう。

(6) [略]

（査察員の留意事項）

第10条 査察員は、立入検査の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 服装は、所属長指示とし、別図の腕章を着用すること。
（課長立入検査）

第11条 [略]

2 課長は、前項の規定により立入検査を執行するときはその旨を、立入検査が終了したときはその実施結果を、関係署長に速やかに通知するものとする。

（立入検査の結果報告及び処理）

第13条 査察員は、立入検査の結果を様式第1号で定める査察状況照会リストにより署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により報告された立入検査結果に、法令違反を認めた場合は、様式第2号で定める立入検査結果通知書により当該査察対象物の関係者に当該違反事項を通知するものとする。

(5) 査察対象物とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物、危険物製造所等及びその他の消防対象物をいう。

(6) [略]

（査察員の留意事項）

第10条 査察員は、立入検査の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) 服装は、所属長の指示によること。
（課長立入検査）

第11条 [略]

2 課長は、前項の規定により立入検査を執行するときはその旨を、立入検査が終了したときはその実施結果を、管轄する署長に速やかに通知するものとする。

（立入検査の結果報告及び処理）

第13条 査察員は、立入検査の結果を署長に報告し、その処理について指示を受けるものとする。

2 署長は、前項の規定により報告された立入検査結果に、法令違反を認めた場合は、立入検査結果通知書（様式第2号）により当該査察対象物の関係者に当該違反事項を通知するものとする。

(是正の報告)

第14条 関係者に通知した違反事項については、様式第3号で定める是正・是正計画報告書により関係者に次の各号に定める事項について、報告を求めるものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(資料の提出)

第18条 法第4条及び第16条の5の規定による資料(査察対象物の実態を把握するために必要な既存の文書その他の物件をいう。以下同じ。)は、関係者に対し任意の提出を求めるものとする。ただし、これによりがたい場合は、次の各号に定める資料提出命令書により行うものとする。

(1) 法第4条の規定による提出 様式第4号に定める資料提出命令書

(2) 法第16条の5の規定による提出 様式第5号に定める資料提出命令書

(報告の徴収)

第19条 前条の規定による資料以外のもので火災予防上必要と認められる事項については、関係者に対し任意の報告を求めるものとする。ただし、これによりがたい場合は、次の各号に定める報告徴収書により行うものとする。

(是正の報告)

第14条 関係者に通知した違反事項については、是正・是正計画報告書(様式第3号)により関係者に次の各号に定める事項について、報告を求めるものとする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

3 署長は、前2項について必要に応じ任意出頭要請書(様式第3号の2)により、当該関係者に対し、任意の出頭を求め、事情を聴取し、所要の指導を行うことができる。

(資料の提出)

第18条 法第4条及び第16条の5の規定による資料(査察対象物の実態を把握するために必要な既存の文書その他の物件をいう。以下同じ。)は、関係者に対し任意の提出を求めるものとする。ただし、これによりがたい場合は、次の各号に定める資料提出命令書により行うものとする。

(1) 法第4条の規定による提出 資料提出命令書(様式第4号)

(2) 法第16条の5の規定による提出 資料提出命令書(様式第5号)

(報告の徴収)

第19条 前条の規定による資料以外のもので火災予防上必要と認められる事項については、関係者に対し任意の報告を求めるものとする。ただし、これによりがたい場合は、次の各号に定める報告徴収書により行うものとする。

(1) 法第4条の規定による報告 様式第6号に定める報告徴収書

(2) 法第16条の5の規定による報告 様式第7号に定める報告徴収書

(資料の受領及び保管)

第20条 前2条の規定による資料又は報告書の提出については、関係者に対し、様式第8号に定める資料提出報告書(以下「報告書」という。)を2部作成すること及び資料の保有権放棄の意思表示を明らかにすることを求めるものとする。

2 前項の規定により資料又は報告書の提出がなされたときは、受付後、受領した旨を記載し、1部を提出者に返付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、様式第9号に定める提出資料保管書を交付するものとする。

3 [略]

(防火対象物点検結果報告書の処理)

第21条 署長は、法第8条の2の2第1項の規定により受理した防火対象物点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不適合とされた内容が改修されていないものについては、様式第10号に定める防火対象物点検報告改修計画書の提出を求め指導するものとする。

(防災管理点検結果報告書の処理)

第22条 署長は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定により受理した防災管理点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不適合とされた内容が

(1) 法第4条の規定による報告 報告徴収書(様式第6号)

(2) 法第16条の5の規定による報告 報告徴収書(様式第7号)

(資料の受領及び保管)

第20条 前2条の規定による資料又は報告書の提出については、関係者に対し、資料提出報告書(様式第8号)を2部作成すること及び資料の保有権放棄の有無を明らかにすることを求めるものとする。

2 前項の規定により資料提出報告書の提出がなされたときは、受付後、受領した旨を記載し、1部を提出者に返付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、提出資料保管書(様式第9号)を交付するものとする。

3 [略]

(防火対象物点検結果報告書の処理)

第21条 署長は、法第8条の2の2第1項の規定により受理した防火対象物点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不適合とされた内容が改修されていないものについては、防火対象物点検報告改修計画書(様式第10号)の提出を求め指導するものとする。

(防災管理点検結果報告書の処理)

第22条 署長は、法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項の規定により受理した防災管理点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不適合とされた内容が

改修されていないものについては、様式第11号に定める防火対象物点検報告改修計画書の提出を求め指導するものとする。

(消防用設備等点検結果報告書の処理)

第23条 署長は、法第17条の3の3の規定により受理した消防用設備等点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不良内容が改修されていないものについては、様式第12号に定める消防用設備等点検報告改修計画書の提出を求め指導するものとする。

(違反の調査等)

第27条 [略]

2 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を様式第13号で定める違反調査報告書により、消防長等に報告しなければならない。

3 職員は、違反の調査に際し供述調書、質問調書及び実況見分調書を作成する場合は、様式第14号、様式第15号及び様式第16号によるものとする。

(警告書等の送達)

第29条 警告書、命令書、資料提出命令書、報告徴収書、特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書は、原則として当該関係者に直接交付し、様式第17号に定める受領書に署名を求めておくものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、配達証明又は内容証明の取扱いにより送付するものとする。

改修されていないものについては、防災対象物点検報告改修計画書(様式第11号)の提出を求め指導するものとする。

(消防用設備等点検結果報告書の処理)

第23条 署長は、法第17条の3の3の規定により受理した消防用設備等点検結果報告書のうち、点検結果で一部未実施又は不良内容が改修されていないものについては、消防用設備等点検報告改修計画書(様式第12号)の提出を求め指導するものとする。

(違反の調査等)

第27条 [略]

2 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書(様式第13号)により、消防長等に報告しなければならない。

3 職員は、違反の調査に際し、必要に応じて供述調書(様式第14号)、質問調書(様式第15号)及び実況見分調書(様式第16号)を作成するものとする。

(警告書等の送達)

第29条 警告書、命令書、資料提出命令書、報告徴収書、特例認定取消書、戒告書、代執行令書及び代執行費用納付命令書は、原則として当該関係者に直接交付し、受領書(様式第17号)に署名を求めておくものとする。ただし、受領拒否等の事由により直接交付できない場合は、配達証明又は内容証明の取扱いにより送付するものとする。

(警告)

第30条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の警告に該当した場合には、命令等の前段階として様式第18号で定める警告書を交付するものとする。

2 [略]

(履行状況の確認)

第31条 [略]

2 前項の調査を行った職員は、調査結果を消防長等に報告するとともに様式第19号で定める違反処理経過簿に記録しなければならない。

3 [略]

(命令)

第33条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、様式第20号で定める命令書を交付し命令を行うものとする。

2 [略]

3 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が様式第21号で定める命令書を交付し命令を行うものとする。

4 [略]

(催告)

第35条 消防長等は、命令を行った場合は命令事項の進捗状況

(警告)

第30条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の警告の措置をとるべきものに該当した場合には、命令等の前段階として警告書(様式第18号)を交付するものとする。

2 [略]

(履行状況の確認)

第31条 [略]

2 前項の調査を行った職員は、調査結果を消防長等に報告するとともに、違反処理経過簿(様式第19号)に記録しなければならない。

3 [略]

(命令)

第33条 消防長等は、調査した違反内容が違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合には、命令書(様式第20号)を交付し命令を行うものとする。

2 [略]

3 法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく命令については、立入検査その他の業務の遂行中において、違反処理基準の命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見した消防吏員が命令書(様式第21号)を交付し命令を行うものとする。

4 [略]

(催告)

第35条 消防長等は、命令を行った場合は命令事項の進捗状況

を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合は、必要に応じ様式第22号に定める催告書を交付して履行の促進を図るものとする。

(公示)

第36条 消防長等は、命令に係る査察対象物又は当該査察対象物のある場所へ様式第23号で定める標識の設置、その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 [略]

(許可取消書等の交付)

第38条 消防長等は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行う場合は、処分の種別に応じて次に定める文書を交付することにより行うものとする。

(1) 法第12条の2第1項による許可の取消し 様式第24号に定める許可取消書

(2) 法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用

を随時把握し、履行期限を経過しても是正されていない場合は、必要に応じ催告書(様式第22号)を交付して履行の促進を図るものとする。

(公示)

第36条 消防長等は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2第5項及び第6項(法第36条第1項において準用する場合を含む。)、法第8条の2の5第3項、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項、法第16条の6第1項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行ったときは、当該命令に係る査察対象物又は当該査察対象物のある場所へ標識(様式第23号)の設置、その他別に定める方法により公示を行うものとする。

2 [略]

(許可取消書等の交付)

第38条 消防長等は、許可若しくは特例認定の取消し又は解任命令を行う場合は、処分の種別に応じて次に定める文書を交付することにより行うものとする。

(1) 法第12条の2第1項による許可の取消し 許可取消書(様式第24号)

(2) 法第8条の2の3第6項(法第36条第1項において準用

する場合を含む)による特例認定の取消し 様式第25号に定める特例認定取消書

- (3) 法第13条の24による解任命令書 様式第26号に定める解任命令書
(告発)

第39条 消防長等は、別表第4に定める告発基準に該当する違反事実を確知したときは、違反調査に着手し告発事務を行わなければならない。

- 2 [略]
(手続)

第40条 [略]

- 2 告発を行うときは、様式第27号で定める告発書に関係資料を添付して行うものとする。
(過料事件の通知)

第41条 消防長等は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(手続)

第42条 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

- 2 過料事件の通知を行うときは、様式第28号で定める過料事件通知書に関係資料を添付して行うものとする。

場合を含む)による特例認定の取消し 特例認定取消書 (様式第25号)

- (3) 法第13条の24による解任命令書 解任命令書(様式第26号)
(告発)

第39条 消防長等は、告発及び過料事件の通知基準で告発をもって措置すべき違反事実を確知した場合は、違反調査に着手し告発事務を行わなければならない。

- 2 [略]
(手続)

第40条 [略]

- 2 告発を行うときは、告発書(様式第27号)に関係資料を添付して行うものとする。
(過料事件の通知)

第41条 消防長等は、告発及び過料事件の通知基準に該当する違反事実を確知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(手続)

第42条 過料事件の通知は、違反をした者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

- 2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書(様式第28号)に関係資料を添付して行うものとする。

別表第1（第6条関係）

区 分	用 途 規 模 等
[略]	[略]
第4号査察対象物	製造所等
[略]	[略]

別表第2 違反処理基準（その1）（第15条関係）

違反項目等	一次		二次		三次		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
[略]							
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 [略]	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第1号）					[略]
	2 [略]	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第2号）					[略]
[略]		[略]					

別表第2 違反処理基準（その2）（第15条関係）

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
[略]							
② 製造所等における危険物の貯蔵	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	1. 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵

別表第1（第6条関係）

区 分	用 途 規 模 等
[略]	[略]
第4号査察対象物	危険物製造所等
[略]	[略]

別表第2 違反処理基準（その1）（第15条、第24条、第26条関係）

違反項目等	一次		二次		三次		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
[略]							
③ 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	1 [略]	使用禁止命令等（法第5条の2第1項第1号）					[略]
	2 [略]	使用禁止命令等（法第5条の2第1項第2号）					[略]
[略]		[略]					

別表第2 違反処理基準（その2）（第15条、第24条、第26条関係）

違反項目等	一次措置		二次措置		三次措置		事例／履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
[略]							
② 製造所等における危険物の貯蔵	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	1. 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵

又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの					所に係るもので次に示すもの ア [略] イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) [略] 【履行期限】 [略]
	[略]					
[略]						

別表第3 査察関係資料綴編冊図書（第17条関係）

査察関係資料綴編冊図書	
[略]	
2 消防用設備等関係書類	(1) [略] (2) 建築確認同意書及び建築内容表（位置図、配置図、面積図、面積表、仕上表、平面図、立面図、建具表） (3) [略] (4) 消防法施行令第32条の適用申請書 (5) [略] (6) 消防用設備等点検報告書
3 製造所等関係書類	(1) [略] (2) 危険物の規制に関する政令第23条の適用申請書 (3)～(8) [略] (9) 予防規定制定変更認可申請書 (10) [略]
4 各種届出関係書等	(1) [略] (2) 火災予防条例の規定による届出（ <u>第44条第13号</u> 及び第45条を除く。） (3) 消防用設備等適用除外届出書

又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの					所に係るもので次に示すもの ア [略] イ 危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) [略] 【履行期限】 [略]
	[略]					
[略]						

別表第3 査察関係資料綴編冊図書（第17条関係）

査察関係資料綴編冊図書	
[略]	
2 消防用設備等関係書類	(1) [略] (2) 建築確認同意書（ <u>写し</u> ）及び建築内容表（位置図、配置図、面積図、面積表、仕上表、平面図、立面図、建具表） (3) [略] (4) 消防法施行令第32条の適用申請書及び消防用設備等特例承認通知書（ <u>写し</u> ） (5) [略] (6) 消防用設備等点検結果報告書
3 危険物製造所等関係書類	(1) [略] (2) 危険物基準の特例適用申請書及び危険物基準の特例適用承認書（ <u>写し</u> ） (3)～(8) [略] (9) 予防規程制定変更認可申請書 (10) [略]
4 各種届出関係書等	(1) [略] (2) 火災予防条例の規定による届出（ <u>第44条第14号</u> 及び第45条を除く。）

(4) じゅうたん等使用届出書
[略]

別表第4 告発及び過料事件の通知基準（第39条、第41条関係）

告発要件	違反条項	措置区分
[略]		
17 防火対象物点検又は防災管理点検の特例を受けた防火対象物において、 <u>管理権限者</u> の変更があったにもかかわらず届出をしないことが認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物点検の特例を受けた防火対象物における<u>管理権限者</u>の変更届出違反（法第8条の2の3第5項） 防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物における<u>管理権限者</u>の変更届出違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項） 	[略]
[略]		

別表第5 聴聞が必要な不利益処分（第32条関係）

処分内容	根拠条項
(1) [略]	[略]
(2) <u>危険物施設</u> の許可取消し	[略]
(3) [略]	[略]

別表第6 弁明の機会の付与が必要な不利益処分（第32条関係）

処分内容	根拠条項
(1)～(3) [略]	[略]
(4) 防火管理者の行うべき業務についての措置命令（法令により処分要件が明確な場合を除	

[略]

別表第4 告発及び過料事件の通知基準（第24条、第39条、第41条関係）

告発要件	違反条項	措置区分
[略]		
17 防火対象物点検又は防災管理点検の特例を受けた防火対象物において、 <u>管理権原者</u> の変更があったにもかかわらず届出をしないことが認められた場合	<ul style="list-style-type: none"> 防火対象物点検の特例を受けた防火対象物における<u>管理権原者</u>の変更届出違反（法第8条の2の3第5項） 防災管理点検の特例認定を受けた防災管理対象物における<u>管理権原者</u>の変更届出違反（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第5項） 	[略]
[略]		

別表第5 聴聞が必要な不利益処分（第32条関係）

処分内容	根拠条項
(1) [略]	[略]
(2) <u>危険物製造所等</u> の許可取消し	[略]
(3) [略]	[略]

別表第6 弁明の機会の付与が必要な不利益処分（第32条関係）

処分内容	根拠条項
(1)～(3) [略]	[略]
(4) 防火（ <u>防災</u> ）管理者の行うべき業務についての措置命令（法令により処分要件が明確な場	

く) (5) <u>危険物施設</u> の使用停止命令 (6) [略]	法第12条の2第1、2項 [略]	合を除く) (5) <u>危険物製造所等</u> の使用停止命令 (6) [略]	法第12条の2第1項、第2項 [略]
---	---------------------	--	-----------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を削り、様式第3号(その1)、(その2)、様式第9号から様式第12号まで及び様式第17号中「印」を削り、様式第4号から様式第7号まで及び様式第9号中「氏名」を「氏名様」に改める。

改正前				改正後			
様式第2号(その1)(第13条関係) 立入検査結果通知書 第 号 年 月 日 様 北上地区消防組合 消防署長 印				様式第2号(その1)(第13条関係) 立入検査結果通知書 第 号 年 月 日 様 北上地区消防組合 消防署長 印			
あなたの所有、管理又は占有する対象物について、消防法第4条第1項の規定により立入検査を行ったところ、次のとおり消防関係法令違反及びその他の事項が認められますので、速やかに是正するよう通知します。 なお、この通知により指摘された違反及びその他の事項の是正又は是正計画の状況を別紙の是正・是正計画報告書により、 <u> </u> 年 月 日までに消防署長に報告してください。				あなたの所有、管理又は占有する対象物について、消防法第4条第1項の規定により立入検査を行ったところ、次のとおり消防関係法令違反及びその他の事項が認められますので、速やかに是正するよう通知します。 なお、この通知により指摘された違反及びその他の事項の是正又は是正計画の状況を別紙の是正・是正計画報告書により、 <u> </u> 日以内に消防署長に報告してください。			
所在地				所在地			
対象物名称				対象物名称			
用途				用途区分			
立会者職・氏名		査察年月日	年 月 日	立会者		対象物番号	
番号	違反事項(根拠法条)及びその他の事項			番号	違反事項及びその他の事項		根拠法令

[略]	[略]		
査 察 員		問い合わせ先	消防署予防係電話
職(階級)氏名		対象物番号	

(その2)

立 入 検 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合
消防署長



あなたの所有、管理又は占有する危険物施設について、消防法第16条の5の規定により立入検査を行ったところ、次のとおり消防関係法令違反及びその他の事項が認められますので、速やかに是正するよう通知します。

なお、この通知により指摘された違反及びその他の事項の是正又は是正計画の状況を別紙の是正・是正計画報告書により、____年 月 日までに消防署長に報告してください。

所在地			
対象物名称	許可年月日	年 月 日	
施設名称	許可番号	第 号	
施設区分	査察年月日	年 月 日	
番号	違反事項(根拠法条)及びその他の事項		
[略]	[略]		
査 察 員		問い合わせ先	消防署予防係電話
職(階級)氏名		施設番号	

[略]	[略]	
-----	-----	--

検査日		報告先
検査員		
問合せ先		

(その2)

立 入 検 査 結 果 通 知 書

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合
消防署長



あなたの所有、管理又は占有する危険物施設について、消防法第16条の5の規定により立入検査を行ったところ、次のとおり消防関係法令違反及びその他の事項が認められますので、速やかに是正するよう通知します。

なお、この通知により指摘された違反及びその他の事項の是正又は是正計画の状況を別紙の是正・是正計画報告書により、____日以内に消防署長に報告してください。

所在地			
名 称	許可年月日	年 月 日	
施設区分	許可番号	第 号	
立会者	施設番号		
番号	違反事項及びその他の事項		根拠法令
[略]	[略]		

検査日		報告先
検査員		

様式第3号(その1)(第14条関係)

是正・是正計画報告書

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号により指摘された違反及び
その他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報
告します。

対象物番号

所在地		
対象物名称		
用途		
番号	不備欠陥事項及びその他の事項	是正・是正計画年月日
[略]		

(その2)

是正・是正計画報告書

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長 様

住 所
氏 名
電話番号

問合せ先

様式第3号(その1)(第14条関係)

是正・是正計画報告書

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号により指摘された違反及び
その他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報
告します。

対象物番号

所在地		
対象物名称		
用途区分		
番号	違反事項及びその他の事項	是正・是正計画年月日
[略]		

(その2)

是正・是正計画報告書

年 月 日

北上地区消防組合
消防署長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

		施設番号	
所在地			
施設名称		許可年月日	年 月 日
施設区分		許可番号	第 号
番号	<u>不備欠陥事項及びその他の事項</u>	是正・是正計画年月日	
[略]	[略]	[略]	

年 月 日付け第 号により指摘された違反及びその他の事項については、次のとおり是正又は是正を計画しましたので報告します。

		施設番号	
所在地			
施設名称		許可年月日	年 月 日
施設区分		許可番号	第 号
番号	<u>違反事項及びその他の事項</u>	是正・是正計画年月日	
[略]	[略]	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第3号（その2）の次に次の様式を加える。

様式第3号の2(第14条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

北上地区消防組合
消防署長



任 意 出 頭 要 請 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物についてお尋ねしたいことがありますので、次により出頭されるようお願いいたします。

記

- 1 出頭要請日時
- 2 出頭要請場所
- 3 お尋ねしたい事項
- 4 持参していただきたい書類等

※ 指定された日時に出頭することができないときは、消防署(電話)に連絡をお願いします。

改正前	改正後
<p>様式第 8 号 (第 20 条関係)</p> <p style="text-align: center;">資 料 提 出 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>管理者又は消防署長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号により 資料提出命令 された下記の 報告要求</p> <p>資料 報告書 を提出します。</p> <p>なお、提出した資料については、用済みの後 返還 処分 してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>上記の 資料 報告書 を受領しました。</p>	<p>様式第 8 号 (第 20 条関係)</p> <p style="text-align: center;">資 料 提 出 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>北上地区消防組合</u></p> <p>管理者又は消防署長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号により 資料提出命令 された下記の 報告要求</p> <p>資料 報告書 を提出します。</p> <p>なお、提出した資料については、用済みの後 返還 処分 してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>上記の 資料 報告書 を受領しました。</p>

第 号
年 月 日

消防署長

様式第10号 (第21条関係)

防火対象物点検報告改修計画書

年 月 日

消防署長 様

名 称
所 在 地
電 話
管理権限者
職・氏 名

年 月 日に提出した防火対象物点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

[略]

様式第11号 (第22条関係)

防災管理点検報告改修計画書

年 月 日

消防署長 様

名 称
所 在 地
電 話

第 号
年 月 日

北上地区消防組合

管理者又は消防署長



様式第10号 (第21条関係)

防火対象物点検報告改修計画書

年 月 日

北上地区消防組合

消防署長 様

名 称
所 在 地
電 話
管理権原者
職・氏 名

年 月 日に提出した防火対象物点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

[略]

様式第11号 (第22条関係)

防災管理点検報告改修計画書

年 月 日

北上地区消防組合

消防署長 様

名 称
所 在 地
電 話

管理権限者

職・氏名

年 月 日に提出した防災管理点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

[略]

様式第12号（第23条関係）

消防用設備等点検報告改修計画書

消防署長 様

名 称

所 在 地

電 話

関 係 者

職・氏名

年 月 日に提出した防災管理点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

設 備 名	点検項目・不良内容	改 修 内 容	改修予定日
[略]			

様式第15号（第27条関係）

質 問 調 書

立入検査 開始 年 月 日 時 分頃

実施日時 終了 年 月 日 時 分頃

対象物所在地

管理権原者

職・氏名

年 月 日に提出した防災管理点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

[略]

様式第12号（第23条関係）

消防用設備等点検報告改修計画書

北上地区消防組合

消防署長 様

名 称

所 在 地

電 話

関 係 者

職・氏名

年 月 日に提出した防災管理点検結果報告書の不備内容の改修及び改修計画については、次のとおりです。

設 備 名	点検項目・不良内容	改 修 内 容	改修日又は改修予定日
[略]			

様式第15号（第27条関係）

質 問 調 書

立入検査 開始 年 月 日 時 分頃

実施日時 終了 年 月 日 時 分頃

対象物所在地

同名称

上記対象物について立入検査を実施した際、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者氏名

同年齢 年 月 日生 (歳)

同職業 (職)

同住所

[略]

様式第17号 (第29条関係)

年 月 日

様

住 所

氏 名

受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領しました。

様式第18号 (その1) (第30条関係)

第 号

同名称

上記対象物について立入検査を実施した際、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者住所

同職業 (職)

同氏名

同年齢 年 月 日生 (歳)

[略]

様式第17号 (第29条関係)

年 月 日

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長 様

住 所

氏 名

受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領しました。

様式第18号 (その1) (第30条関係)

第 号

年 月 日

住所
氏名

様

管理者又は消防(署)長



警告書

所在地
名称

用途又は製造所等の別

あなたの する上記対象物は、次のとおり 違反
があり、 危険があると認めるので、 年 月 日までに
履行するよう警告する。

なお、本警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。
また、命令を行ったときは、当該消防対象物に受命者の氏名、命令内容
等を記載した標識を設置するとともに、公示する。

記

警告事項

(その2)

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

年 月 日

住所
氏名

様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長



警告書

所在地
名称

用途又は製造所等の別

あなたの する上記対象物は、次のとおり 違反
があり、 危険があると認めるので、 年 月 日までに
履行するよう警告する。

なお、本警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。
また、命令を行ったときは、当該消防対象物に受命者の氏名、命令内容
等を記載した標識を設置するとともに、公示する。

記

警告事項

(その2)

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

管理者又は消防(署)長 印
警 告 書

所在地
名 称
用途又は製造所等の別

あなたの する上記対象物は、次のとおり 違反
があり、 危険があると認めるので、 年 月 日までに履
行するよう警告する。

なお、本警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

様式第19号 (第31条関係)

違反処理経過簿

対象物番号	関係者	職	氏名	電話番号
所在地				
建物名称	建物用途	構造	階層	延面積
事業所名	事業所用途			
違反				

[略]

様式第20号 (第33条関係)

北上地区消防組合
管理者又は消防(署)長 印
警 告 書

所在地
名 称
用途又は製造所等の別

あなたの する上記対象物は、次のとおり 違反
があり、 危険があると認めるので、 年 月 日までに
履行するよう警告する。

なお、本警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

記

警告事項

様式第19号 (第31条関係)

違反処理経過簿

対象物番号	関係者	職	氏名	電話番号
所在地				
建物名称	建物用途	構造	階層	延べ面積
事業所名	事業所用途			
違反				

[略]

様式第20号 (第33条関係)

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

住 所
氏 名 様

管理者又は消防(署)長 印

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長 印

命 令 書

命 令 書

所在地
名 称

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

用途又は製造所等の別

上記対象物は、 認めるので、消防法第 条 の
規定により次のとおり命令する。

上記対象物は、 認めるので、消防法第 条 の
規定により次のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により
処罰されることがある。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により
処罰されることがある。

記

記

[略]

[略]

様式第22号 (第35条関係)

様式第22号 (第35条関係)

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

住 所
氏 名 様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長



催 告 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

あなたは、 年 月 日付け 第 号により命令した事項を履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第23号 (第36条関係)

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

所在地

名 称

命令を受けた者の氏名

この は、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法第 条第 項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

管理者又は消防(署)長



注意

管理者又は消防(署)長



催 告 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

あなたは、 年 月 日付け 第 号により命令した事項を履行していないので、速やかに履行するよう催告する。

様式第23号 (第36条関係)

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

所在地

名 称

命令を受けた者の氏名

この は、消防法に違反しているので、 年 月 日、同法第 条第 項の規定に基づき、次の事項を命じたものである。

命令事項

年 月 日

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

注意

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき、設置したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。

備考1 標識の大きさ 縦42センチメートル、横29センチメートル
2 標識の色 地白色

様式第24号（第38条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

管理者

許 可 取 消 書

あなたの する次の製造所等は、消防法第 条 の規定に違反すると認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

[略]

様式第25号（第38条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

- 1 この標識は、消防法第 条第 項の規定に基づき、設置したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、法律により罰せられることがある。

備考1 標識の大きさ 縦42センチメートル、横29センチメートル
2 標識の色 地白色

様式第24号（第38条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

北上地区消防組合
管理者

許 可 取 消 書

あなたの する次の危険物製造所等は、消防法第 条 の規定に違反すると認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

[略]

様式第25号（第38条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

消防(署)長

印

特例認定取消書

あなたの する次の防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項
第 号の規定に該当すると認めるので、同項の規定に基づき特例認定を
取り消す。

記

[略]

様式第26号(第38条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

管理者

印

解任命令書

あなたの する(事業所・製造所等)に係る下記危険物
者は、 と認めるので、消防法第13条の24の規定
に基づき、解任することを命ずる。

記

[略]

北上地区消防組合

消防(署)長

印

特例認定取消書

あなたの する次の防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項
第 号 (消防法第36条第1項において準用する場合を含む) の規定に該
当すると認めるので、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

[略]

様式第26号(第38条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上地区消防組合

管理者

印

解任命令書

あなたの する(事業所・製造所等)に係る下記危険物
者は、 と認めるので、消防法第13条の24の規定
に基づき、解任することを命ずる。

記

[略]

様式第27号（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

管理者又は消防(署)長

印

告 発 書

次の犯罪があると思料するので、刑事訴訟第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

[略]

様式第28号（第42条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

消防(署)長

印

過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5の規定に基づき、過料に処せられるべき事件を覚知したので、次のとおり通知します。

記

様式第27号（第40条関係）

第 号
年 月 日

様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

印

告 発 書

次の犯罪があると思料するので、刑事訴訟第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

[略]

様式第28号（第42条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上地区消防組合

消防(署)長

印

過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5の規定に基づき、過料に処せられるべき事件を覚知したので、次のとおり通知します。

記

[略]

様式第29号（第43条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

管理者又は消防(署)長

印

戒 告 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物は、消防法第 条の規定に違反すると認めるので、同法第 条の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により 年 月 日までに することを命じたが、履行していない。

よつて、 年 月 日までに前記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切その責任を負わないこ

[略]

様式第29号（第43条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

印

戒 告 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物は、消防法第 条の規定に違反すると認めるので、同法第 条の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により 年 月 日までに することを命じたが、履行していない。

よつて、 年 月 日までに前記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切その責任を負わないこ

とを申し添える。

教示

様式第30号（第43条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

管理者又は消防(署)長

印

代 執 行 令 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

上記防火対象物について、 年 月 日付け 第 号により戒告したが、履行していない。

よって行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次のとおり行うこととしたので、同法第3条第2項の規定に基づき通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切のその責任を負わないことを申し添える。

記

[略]

様式第31号（第43条関係）

第 号

とを申し添える。

教示

様式第30号（第43条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

印

代 執 行 令 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物について、 年 月 日付け 第 号により戒告したが、履行していない。

よって行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次のとおり行うこととしたので、同法第3条第2項の規定に基づき通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切のその責任を負わないことを申し添える。

記

[略]

様式第31号（第43条関係）

第 号

年 月 日

住 所
氏 名

様

管理者又は消防(署)長

印

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行第5条の規定に基づき、代執行費を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収されることを申し添える。

記

[略]

様式第32号(第43条関係)

代 執 行 執 行 責 任 者 証

職・氏名

上記の者は、年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日

管理者又は消防(署)長

印

年 月 日

住 所
氏 名

様

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

印

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

所在地
名 称

用途又は製造所等の別

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収されることを申し添える。

記

[略]

様式第32号(第43条関係)

代 執 行 執 行 責 任 者 証

職・氏名

上記の者は、年 月 日付け 第 号の代執行令書に定める代執行の執行責任者であることを証明する。

年 月 日

北上地区消防組合

管理者又は消防(署)長

印

別図（第10条関係）



白地に黒字、赤ライン

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。